

## 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の概要

「条例」……………幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号）

改正項目	関係条項	改正の内容	施行年月日	摘要																
助成対象者の範囲	条例第2条第1項	<p>○ 助成対象年齢の引上げ 助成対象年齢としている「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。</p> <p style="text-align: center;">(改正前) <span style="margin-left: 200px;">(改正後)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">対象者</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>15歳に達する日</u>以後の最初の3月31日までの間にある者</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">対象者</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>18歳に達する日</u>以後の最初の3月31日までの間にある者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象者の所得要件</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> <td style="padding: 5px;">対象者の所得要件</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">自己負担</td> <td style="padding: 5px;">入院時の食事療養費標準負担額</td> <td style="padding: 5px;">自己負担</td> <td style="padding: 5px;">入院時の食事療養費標準負担額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">助成対象なる医療費</td> <td style="padding: 5px;">保険適用となる全ての医療費</td> <td style="padding: 5px;">助成対象なる医療費</td> <td style="padding: 5px;">保険適用となる全ての医療費</td> </tr> </table> <p>○ 助成対象年齢の引上げに伴う影響額（令和4年度における診療実績や人数に基づく試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16歳から18歳の国民健康保険被保険者数：104人 … ①</li> <li>・ 16歳から18歳の国民健康保険被保険者の医療費総額：11,199,990円 … ②</li> <li>・ 16歳から18歳の国民健康保険被保険者の一人の総医療費：108,000円 … ③ (②/①)</li> <li>・ 16歳から18歳の国民健康保険被保険者の一人の自己負担額：32,400円 … ④ (③×3割)</li> <li>・ 16歳から18歳の助成対象者数：600人 … ⑤</li> <li>・ 16歳から18歳の被用者保険を含む必要な年間の扶助額：19,440,000円 … ⑥ (④×⑤)</li> <li>・ 令和5年度における必要な扶助額：<u>8,100,000円</u> … ⑦ (⑥×5/12)</li> </ul>	対象者	<u>15歳に達する日</u> 以後の最初の3月31日までの間にある者	対象者	<u>18歳に達する日</u> 以後の最初の3月31日までの間にある者	対象者の所得要件	なし	対象者の所得要件	なし	自己負担	入院時の食事療養費標準負担額	自己負担	入院時の食事療養費標準負担額	助成対象なる医療費	保険適用となる全ての医療費	助成対象なる医療費	保険適用となる全ての医療費	令和5年10月1日（令和5年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用）	
対象者	<u>15歳に達する日</u> 以後の最初の3月31日までの間にある者	対象者	<u>18歳に達する日</u> 以後の最初の3月31日までの間にある者																	
対象者の所得要件	なし	対象者の所得要件	なし																	
自己負担	入院時の食事療養費標準負担額	自己負担	入院時の食事療養費標準負担額																	
助成対象なる医療費	保険適用となる全ての医療費	助成対象なる医療費	保険適用となる全ての医療費																	

## 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町子ども医療費助成条例  <span style="float: right;">(昭和47年3月24日 条例第4号)</span></p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日</u>以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2～6 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>	<p>○幕別町子ども医療費助成条例  <span style="float: right;">(昭和47年3月24日 条例第4号)</span></p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日</u>以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2～6 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>